

広島国際学院大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、広島国際学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を早急に改善し、平成 26(2014)年 7 月末に認証評価時以降の財務状況に関する報告書(根拠資料を含む)を提出すること。

II 総評

大学は、昭和 42(1967)年に開設された広島電機大学を前身として、平成 11(1999)年に大学名を「広島国際学院大学」に改称した。大学創設の精神、「教育は愛なり、研究は熱なり」に基づいて、大学の教育理念を「信和・協同・実践」と簡潔に定め、各種媒体を通して学内外に適切に示している。大学の教育理念に立脚して、大学及び大学院の目的をそれぞれ学則に定め、学生便覧及び履修要項の冒頭に明示している。現在は 3 学部と大学院 2 研究科で構成され、教育研究の支援組織として 4 つのセンターと図書館が整備されている。

教学部門の意思決定組織は体系的に整備されており、学則に則り、「協議会」、教授会、研究科委員会、各種委員会などが意思決定のための審議機関として適切に運営されている。「協議会」は重要事項の意思決定機関として、最終責任を担っている。また、審議事項によっては各種の全学委員会に権限が委譲されており、意思決定プロセスの合理化が図られている。

教育課程は体系的に編成されており、多様な授業科目が各年次に適切に配置されている。教養教育は、「総合教育センター」が主体となり、全学的に実施されている。また、種々のアンケート調査などの実施により、教育目的の達成状況を点検する努力がなされている。学生へのサービス体制は十分に整っているが、学習支援体制は十分であるとは言えないので早急な整備が望まれる。

アドミッションポリシーを明確に定め、その方針に沿って、多様な方法の入学試験が実施されているが、過去数年連続して全学部で入学定員は満たされていない。

教育課程を円滑に運営するために、設置基準を上回る数の教員が確保されている。また、教員の年齢構成は概ね適正である。教員の採用・昇任は、規程に則り、公正かつ適正に行われている。教員間で担当授業時間数に大きな差が見られるので是正が望まれる。教育研究の充実と活性化のために、より一層の財政的措置を講ずるとともに科学研究費補助金などの外部資金導入への取組みに一層の努力が必要である。

大学事務組織については、効率化が図られているが、責任体制がやや不明瞭なので整備が望まれる。また、職員組織編制の視点、採用・昇任・異動の方針などの明文化が望まれ

る。

管理運営体制については、寄附行為などの規程が整備されており、理事会・評議員会の開催など、適切に機能している。

会計処理は、規程を定めて適切に実施されており、財務情報は、ホームページに公開している。

大学設置基準を上回る校地・校舎面積を保有しており、教育研究環境は適正に整備されている。建築基準法改正前に建造された校舎などに対しては、早急な耐震対策が必要である。

大学が保有する物的・人的資源は、広く社会に提供されている。また、教員の研究活動や大学全体の活動は、規程を定めて社会に紹介している。社会的責務については、組織倫理諸規程が概ね整備され、適切に運用されている。

学部の改組転換などの努力にもかかわらず、入学定員充足率に改善の兆候が見られない。消費支出比率は、過去数年間支出超過が続いており、学生生徒等納付金の減少による影響は深刻である。入学・収容定員の充足に向けて一層の努力と実効ある計画の策定が緊要である。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

創設者の教育実践から生まれた学院の建学の精神「教育は愛なり」に基づいて大学創設の精神を「教育は愛なり、研究は熱なり」とし、これを基本精神として大学の教育理念を「信和・協同・実践」と簡潔に定めている。建学の精神、大学創設の精神、大学の教育理念は、学生便覧、履修要項・シラバス、大学案内などに掲載し、学生、教職員への周知が適切に図られている。また、学院の建学の精神と大学の教育理念は大学のホームページにも掲載し、社会に広く示されている。

大学学則第 1 条には、大学の目的を「『教育は愛なり、研究は熱なり』を基本精神とし、自己を信じながらも和を求め互いに助け合える感性を持ち、行動力のある人材育成を目的とする」と定めている。また、大学院学則第 2 条には、大学院の目的を「わが国及び国際社会の発展に寄与できる広い視野と新しい技術の創出開拓する能力を持つ高度専門技術者と高度な専門的知識を備えた職業人を養成することにより、人類の平和と進歩に貢献することを目的とすること」と定めている。大学及び大学院の目的は学生便覧、履修要項・シラバスの冒頭に明示し、適切に周知が図られている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学の使命・目的を達成するために、適宜学部学科を改組し、現在は 3 学部と大学院 2 研究科が適切に設置されている。教育研究の支援組織として 4 つのセンターと図書館が整備されており、これらの組織は、相互の関連性を保ちながら適切に構成されている。

教養教育を担う全学共通組織として、学長をセンター長とする「総合教育センター」が適切に設置されている。同センターは、入学前教育・初年次教育・学部基礎教育などを統括担当し、具体的事項を検討するために 9 部会を設置し、「部会長連絡会議」により部会間の連絡調整を図っており、十分に機能している。

教育研究に関する意思決定機関として「協議会」が設置されている。「協議会」は教学に係わる基本方針など主要事項を審議し、最終責任を担っている。審議事項によっては各種の全学委員会に権限が委譲され、その検討結果が大学構成員に周知徹底されており、教育研究に関わる意思決定過程は適切に機能している。授業アンケート、学生満足度アンケートのほか図書館などにおけるアンケートが適宜実施されており、学習者の要求にも十分対応している。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神「教育は愛なり」、大学創設の精神「教育は愛なり、研究は熱なり」及び教育理念「信和・協同・実践」に基づいて各学部学科、各研究科の教育目的が各学部細則や各研究科規程に定められ、学生便覧に掲載されている。これらの教育目的に沿って各学部・研究科の教育目的が定められており、教育目的を達成するための教育課程は、教養教育を含めて、概ね適切に編成されている。

また、教育理念に基づいて、教育実施基本方針・実施方針を定めて、これに沿った教育方針を各学部・各研究科で具体的に設定している。

教育課程が教養・学部基礎・専門科目と体系的に編成され、また必修・選択に分けられて各年次に適切に配置されており、概ね適切なカリキュラムが編成されている。また、年間学事予定、進級・卒業・修了要件や成績評価の基準なども明確かつ適切に設定され、学生に周知している。

教育目的の達成状況を点検・評価するために種々のアンケート調査を行うなどの努力が見られる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神及び教育理念に基づいた大学全体、学部ごと（大学院については研究科ごと）にアドミッションポリシーが設定されており、入学試験要項などのパンフレットやホームページに掲載・明示されている。そして、このアドミッションポリシーに沿って、多様な入学試験が適切に実施されている。入学試験方法の多様化、学部の改組転換、名称変更、入学定員の削減、就学優遇制度の導入など種々の努力がなされているものの、大学全体の収容定員充足率は減少を続けており、深刻な状況となっている。

学生への教育支援体制は、入学前教育の実施、チューター制度やオフィスアワー制度の導入など一定の努力がなされているが、学生支援室を設置するなどの組織上の整備が望まれる。

学生へのサービス体制については、各種の奨学金などの経済的支援のほか、学生の健康維持や生活維持のための支援体制が整備されており、適切に運用されている。

進路指導に関しては、1 年次からガイダンスや適性検査などが系統的に実施されており、就職委員会や就職課を中心として、各種の就職支援が組織的に行われている。

【改善を要する点】

- ・平成 16(2004)年度以降、学生確保のために、学部・学科の改組・再編や入学定員の削減などを行い、また種々の方策を講じているが、入学学生数の減少は続いており、入学・収容定員充足率は低い水準にある。早急に、抜本的な改善が必要である。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

専任教員数は、全学部・学科で設置基準を満たしている。一部の学部では教員の年齢構成に若干偏りがあるが、大学全体の年齢構成は概ね適正である。

採用・昇任についての規程などは整備されている。学長が事前に理事長の承認を得てから自らが委員長を務める「教員選考委員会」での審議を経て「特別教授会」に諮り、常任理事会での承認を得て最終決定しており、公正かつ適正に行われている。採用については、公募制を原則とし、教育能力について適切に判定できるように模擬授業を実施している。

授業担当時間数の基準を「教員の服務に関する施行細則」で明確に定めているが、大幅な基準超過などがあり、教員により担当授業時間に大きな偏りがある。適切な運用と平準化が望まれる。教員の教育活動を支援するために非常勤の助手及び実習補助員が置かれているとともに、TA(Teaching Assistant)が適切に配置され活用されている。

教員の教育研究活動を支援し活性化するために、学内の競争的資金として「学内特別研

究費」及び「学内特別教育費」が設けられている。しかし、外部資金の獲得件数は少ないため、支援体制の整備が望まれる。教員の教育研究費に均等配分方式と申請配分方式が併用されており、均等配分費用については要項を定めるなど適切に配分・運用されている。

FD(Faculty Development)活動として、「FD 推進委員会」が設置され、授業アンケートの実施、「教育改善推進部会」の設置など、具体策の検討・実施により、教育研究活動の向上が図られている。評価体制については、表彰制度が整備され、教員勤務評価が導入されつつある。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

事務組織は、学院運営の法人事務局と大学運営の事務組織に分けて編制され、大学の事務組織は事務部、学生部、図書館及び各センターから構成されている。事務組織規程で組織・事務分掌・職制を定めているが、センターの定めが不統一、大学の事務総責任者が不明確など、組織図にも不整合が見られる。

職員の採用・昇任・異動の実務は就業規則及び給与規則に基づいて行われているが、具体的な運用要項・基準などがなく、職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針を明確にし、具体的な基準などを明文化した定め整備が望まれる。

事務職員などの研修会を毎年度開催、各種説明会に参加、企業への派遣研修などにより資質の向上を図っている。

大学の教育研究目的達成のための事務体制は、キャンパスが二つに分かれている中で、比較的少人数の職員でもって努力がされている。

課長相当職以上の職員のみでなく理事長・学長・校長・教学関係者を構成員とする「事務連絡会議」による月 1 回の定例開催により、各種委員会の報告などがあり、情報の共有が図られている。教育支援としてチューターとの連携により学生の対応、保護者への連絡を行い、また、「保護者懇談会」の開催により保護者との連携強化を図っている。

平成 20(2008)年度に大学全体の事業・業務点検・見直しが行われ、また、平成 22(2010)年 4 月キャンパス統合に向けた事務体制構築の検討を行っている中で、組織・人員配置・規程の整備などが期待できる。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

管理運営体制については、寄附行為などの規程を整備し、理事会・評議員会の開催など

適切に機能している。また、常任理事会を置き、理事会の運営の効率化・円滑化を図っている。監事は理事会へ毎回出席するとともに財産状況や理事の業務執行状況について監査を行っている。ただし、今後は厳しい経営環境に適応するため、理事会・評議員会が資産運用方針を含め大学経営の諸施策を中長期的視点に立ち推進、管理する必要がある。管理運営に係る役員（理事・監事）と評議員の選任及び職務・任期は寄附行為で、学長の選任については「学長任用規則」に則り、理事会の議を経て決定している。学長とともに学部長も理事となり、理事会の決定事項を教授会などで全教職員に周知している。大学の管理運営については、学則及び大学院学則に則り、「協議会」、教授会、研究科委員会、各種委員会などが意思決定のための審議機関として整備され、いずれも定例的に開催されており、適切に機能している。

教学事項で経営的判断が必要な場合には学長から理事会に上程され、最終的な意思決定が行われている。また、毎月初めに法人と教学の責任者による「事務連絡会議」が開催され、経営側と教学側の情報の共有がなされ円滑な運営が図られている。

自己点検・評価の恒常的な実施体制については、平成 3(1991)年に自己評価委員会を発足して以来、組織的に取組んでおり、これまでに平成 5(1993)、8(1996)、11(1999)、17(2005)年に自己点検・評価報告書を刊行している。平成 17(2005)年度からは、新たに「個性を發揮させる大学を目指して」をテーマとして自己点検・評価を行い、毎年報告書を学内構成員に配付し、意識高揚を図っている。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

大学の教育研究目的を達成するための年度予算は、主要事業計画の提出やヒアリングの実施などに基づき適切な策定を行い人件費の抑制などの改善を行っている。しかし、平成 16(2004)年度から平成 20(2008)年度までの各年度の帰属収支差額が法人全体で平成 17(2005)年度を除きマイナスであり、大学単独では 5 年間連続してマイナスとなっており、年々学生生徒等納付金は減少してきている。平成 17(2005)年度の収入増には、資産運用収入の受取利息・配当金が大きく貢献している。

帰属収入の 7 割以上を占める学生生徒等納付金は年々減少し、平成 20(2008)年度の法人全体及び大学単独とも平成 16(2004)年度に比べ 2 割以上減少している。これは、定員減をしたものの、平成 21(2009)年度の収容定員充足率が、大学全体で 6 割を下回っているためである。収入面では数年前まで大きく貢献していた資産運用収入が減少するとともに、有価証券評価差額の計上で大幅な支出超過となった。なお、今後も評価損が生じる可能性が高く、引き続き厳しい資産運用が見込まれる。また、支出面においても人件費支出は抑制傾向にあるものの、奨学金が年々増加し収支を圧迫している。これらから、収入と支出のバランスが適切であるとは言えない。会計処理に関しては、学校法人会計基準に則り、また経理規程などに基づいて適切に実施されている。公認会計士・監事による定例の監査の

実施や理事会・評議員会の手続きが適切に行われている。

財務情報は、「財務書類等閲覧規程」を定めホームページで公開している。

教育研究を充実させるための外部資金導入などについては、科学研究費補助金及び受託事業収入が工学部を有する大学としては著しく低く、今後の補助金の申請や受託研究の増加に期待したい。

今後は、早急に入学・収容定員を確保するとともに、キャンパスの統合及び教育研究の質を確保した適切な整理などを行い、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされることを期待したい。

【改善を要する点】

- ・収入と支出のバランスの早期改善が不可欠であり、そのためには入学・収容定員を確保するとともに、キャンパスの統合及び適切な整理などを行い、中長期的な改善が必要である。

【参考意見】

- ・科学研究費補助金などの外部資金導入の努力が望まれる。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

大学設置基準を十分満たした校地・校舎面積を保有しており、教育研究の目的を達成するための講義室、実験・実習室、図書館などが 2 つのキャンパスそれぞれに整っている。

建物に関する調査を年 1 回実施、水質検査、消防設備・ボイラー設備などの点検を定期的に実施し、維持管理に努めている。

図書情報は、学内外のコンピュータから蔵書検索などにアクセスが可能であり、情報サービス施設として「情報処理センター」、情報処理演習室などを備え、センターの管理によるコンピュータを学生の授業外利用に供している。

耐震対策については、耐震検査を平成 21(2009)年度から開始する予定という状況であり、中野キャンパスにおいては建築基準法改正前の建物があり、早急な対応が必要である。

快適な学生生活を送るための施設・設備の整備に努めている。キャンパス統合を機に、食堂については、業者のコンペの実施、学生の改善案提出により学生の要望をくみ取った運営に向けての検討が進んでおり、施設リニューアルなどの改善も計画され、女子学生への配慮も含めた運営などに期待ができる。自動車通学に対しては駐車・駐輪場を備え、交通マナーの指導がされ適切に対応されている。

【改善を要する点】

- ・経費の削減も必要であるが、工学部を擁する大学としてより高い水準の工業技術者教育

を担保する施設や機器備品の更新を行うよう、改善が必要である。

- ・建物の耐震対策は喫緊の課題で、予備診断を業者に依頼しているが、平成 21(2009)年度の対策計画もなく非常に遅れており、古い建物がある中野キャンパスへの統合においては、学生の増加もあり、使用の検討も含めた速やかな改善が必要である。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学が保有する物的・人的資源は、市の中心部にある立町キャンパスを活用した市民向けの公開講座などの開催、出張講義、スポーツ施設(体育館・グラウンド)の開放などにより、積極的に広く社会に提供されている。平日の夕方開講の語学講座・技術支援講座、子供向けの「ものづくり体験」、若者などに被爆地ヒロシマを伝える「ヒロシマの継承」の開催などの工夫がされている。

近隣に中小規模の製造業が多いという地域性に対応して、平成 20(2008)年に「地域共同教育研究センター」を「地域連携センター」に改組し、センターが主体となり地域社会や企業などとの共同活動の推進を目指している。企業との共同事業として「もみじ饅頭」パッケージのデザイン、地域活性化として、広島東洋カープをテーマとするシンポジウムの開催などの取組みがされている。

海外の大学や研究機関と共同研究など学術交流を図る協定を締結、「教育ネットワーク中国」に加盟して単位互換を実施、平成 21(2009)年に「戦略的大学連携支援事業総合的連携型(広域型)」に参加し大学間交流などを推進している。

地元地域における交流は、公民館・商工会青年部との連携行事に共催又は協力し、学生が広報活動・催事の運営などを担当するなど積極的に推進している。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的機関としての組織倫理が諸規程の整備・運用により確立されている。具体的には、就業規則、「職員倫理規程」「個人情報保護規程」「ハラスメントの防止等に関する規程」「内部通報処理に関する規程」などの規程を整備し、組織的・個人的な倫理観の高揚が図られている。また、学生教育においても、教養科目として倫理の授業を行っており、工学部においては技術倫理の講義を行っている。

危機管理については、平成 20(2008)年度に簡易な携帯用マニュアルを作成し教職員に配付、「いつでも・どこでも・誰でも」対応ができるようにしている。ただし、学生・教職員

を含めた啓蒙活動や防災・火災の避難訓練などが十分に行われていない。

教育研究成果の情報公開に関し、「研究報告に関する規程」を定め、教員の研究活動や大学全体の活動を紹介するために、「研究報告」(工学部及び情報デザイン学部)、研究紀要「現代社会学」(現代社会学部)を毎年1回発行している。また、「研究シーズ集」を刊行し、地域の企業などに配付している。

【参考意見】

- ・危機管理などに関する規程は整備されているが、今後は、学生・教職員を含めた啓蒙活動や防災・火災の避難訓練など、より実践的な訓練が望まれる。

